

議案第六十二号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和五十一年四月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾壹年四月廿三日 原素承 認

三朝町議会議長 牧田 禎



専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、労働農道改修工事請負契約の締結についての一部変更について、次のとおり専決処分をする。

昭和五十一年三月二十二日

三朝町長 松村喬成

券賀農道改修工事請負契約の締結についての一部変更について

昭和五十一年二月三朝町議会において議決を得た議案第三号券賀農道改修工事請負契約の締結についての一部を、次のとおり改めるものとする。

四 契約金額中「一〇、三〇〇、〇〇〇円」を「一〇、三三四、〇〇〇円」に改める。